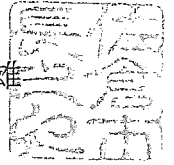


27佐企第182号  
平成27年7月13日

佐倉市総合計画審議会会長 様

佐倉市長 蕨 和雄



佐倉市総合計画について（諮問）

佐倉市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第4次佐倉市総合計画における後期基本計画について、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問内容

第4次佐倉市総合計画における後期基本計画について

2 諮問理由

第4次佐倉市総合計画の前期基本計画が平成27年度をもって終了することに加え、全国的な傾向である生産年齢人口の減少や少子高齢化の急速な進行、東日本大震災を教訓とした災害対策や公共施設等の老朽化対策の必要性の増加、さらには国において「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、地域における「まち・ひと・しごと創生」に関する施策が総合的・計画的に実施されることになったことなど、市を取り巻く社会環境の変化に的確に対応するため、基本構想の実現に向けた新たな後期基本計画について諮問いたします。